

## (平成30年度支援)

### 原状回復事業事例：長野県立科町動物のふん尿事案

事案の類型	排出事業者による不適正処理
事案の場所	長野県立科町
行為者	元畜産業 個人A
規模及び種類	産業廃棄物の量 21,241 m <sup>3</sup> 内訳 動物のふん尿 (一部土砂混じり)
支障のおそれ	動物のふん尿 (家畜ふん尿) の保管施設としていた貯留池には、産業廃棄物保管基準に違反した状態で大量に保管されていたが、堤防が決壊して相当量が田畑、農業用水路及び公衆用道路等に流出した。 相当量のふん尿が流出したものの、当該保管施設には大量に残置されていたため、さらに流出するおそれがあるほか、悪臭、害虫の発生など生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。
対策工の概要	流出防止のための盛土工
除去した廃棄物の種類及び量	動物のふん尿 (一部土砂混じり) 計 2,510 m <sup>3</sup>
代執行費用	73,310,400円 (支援対象事業費)
支援した資金額	51,317,000円

#### 【事案概要】

個人Aは、昭和37年から酪農経営を開始したが、昭和50年代には家畜ふん尿をたい積していた畑から度々流出させ、周囲に被害を与えていた。また、平成になってからは、Aは、山林 (自己所有地) に投棄しており、平成3年には本事案貯留池に隣接する畑にたい積していた家畜ふん尿が農業用水路や河川に流出し、以後河川への垂れ流しが度々行われていた。

このような状況の中、Aが畜産農家であったため、県は農林部局が家畜排せつ物法による巡回指導、堆肥センターへの搬入指導及び堆肥化施設整備の指導などを行っていた。

その後、平成22年に貯留池から家畜ふん尿が流出して水路や河川に流入したため、搬入状況の張込み調査を実施した上で、不法投棄事案として警察と協議したものの、行政指導後に告発するとの結論になったことから、県はAに指示書を交付することにしたが、Aは受領を拒否している。

平成23年6月になると、Aは畜産を廃業したため、以後は新たなふん尿の搬入を確認できなかったが、平成28年9月に本事案貯留池の堤防が決壊して、土砂とともにふん尿が周辺に流出した。

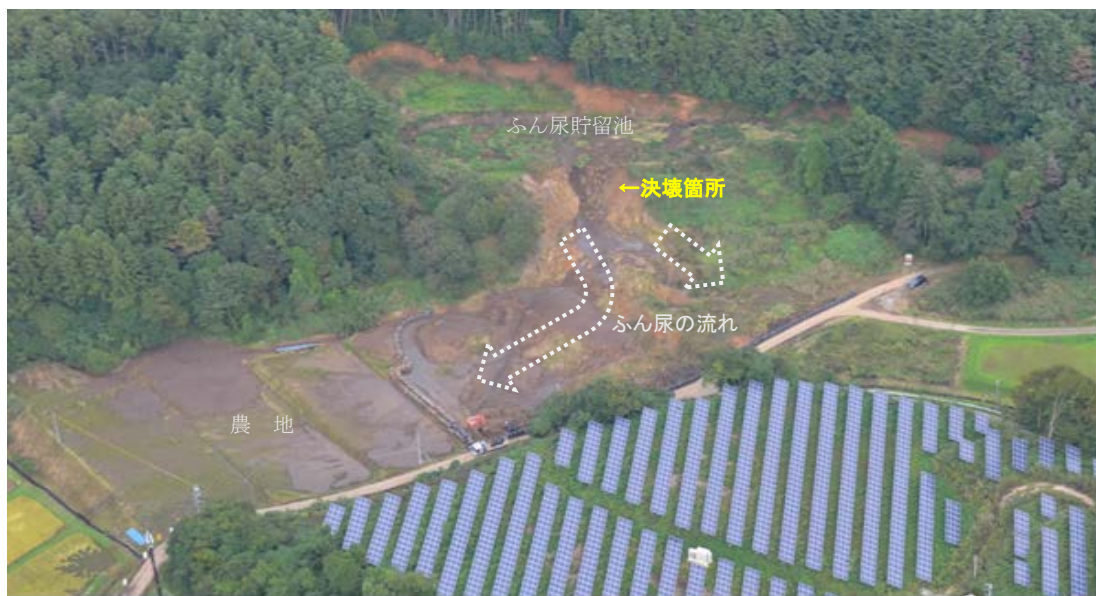
Aは、畜産を廃業していたため、指導は農政部局から環境部局に移り、同年10月にはふん尿の流出防止及び適切な処理を指示する内容の指示書を交付した。また、翌平成29年5月には、指示事項の早急な履行を求める警告書を交付したものの履行されなかったため、

着手期限を平成29年9月9日、履行期限を平成31年2月10日とし、ふん尿の全量撤去を命じる内容の措置命令を平成29年8月10日に発出した。

Aは、着手期限を過ぎても撤去に着手しなかったため、平成30年3月27日に県は、Aを措置命令違反で警察に告発した。

さらに、Aによる命令の履行が見込めないため、県は、流出した土砂混じりの家畜ふん尿の撤去及び貯留池からの流出防止のための盛土工（堰堤の設置）を内容とする行政代執行を平成30年9月に着手し、翌令和元年9月に支障除去事業が完了した。

### 代執行前



### 代執行後



※当初、農政部局で対応していたが、廃業により環境部局での対応となり、今後同様な事案に対し2つの部局が連携して対応することとしたため、産業廃棄物である家畜ふん尿による支障除去を支援した。